

○八重瀬町公共事業再評価実施要綱

（平成19年9月25日
訓令第27号）

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため公共事業の再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合は事業を中止するものである。

第2 再評価を実施する事業

評価の対象となる事業は、町が事業主体となって実施する事業（国庫補助事業、県補助事業及び町単独事業）で、災害復旧に係る事業及び維持管理に係る事業等を除いた以下の各号に掲げる事業とする。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
- (4) 自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、住民要望の変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業この場合において、再評価の実施の必要性が生じているかどうかの判断は、各事業を所管する課長の意見を聴いて町長が行うものとする。

第3 再評価の実施

再評価の実施時期は以下の各号のとおりとする。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業にあつては、事業採択後5年目の年度内に実施する。
- (2) 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業にあつては、事業採択後10年目の年度内に実施する。
- (3) 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中の事業にあつては、再評価実施後5年目の年度内に実施する。

第4 再評価の視点

再評価を行う視点は以下の各号のとおりとする。

- (1) 事業をめぐる社会情勢の変化
- (2) 事業の投資効果
- (3) 事業の進捗状況
- (4) 事業の進捗の見込み
- (5) コスト縮減や代替案立案の可能性
- (6) 事業効果の発現状況

第5 再評価の実施

- 1 再評価の実施主体は、町とする。

第3編 執行機関（八重瀬町公共事業再評価実施要綱）

- 2 再評価を行う事業の所管課は、再評価の実施に当たって、第4に掲げる再評価の視点に基づいて評価を行い、再評価原案を作成するものとする。
- 3 町は、対応方針の決定に当たっては、八重瀬町公共事業評価監視委員会に再評価原案を諮問し、委員会の答申及び意見等を最大限尊重し、その対応を図るものとする。

第6 再評価結果等の公表

再評価結果、委員会の答申及び具申並びに町の対応方針については、これを公表するものとする。

第7 その他

この実施要綱に定めのない事項及び国において特別に定めのある事項については、国が定めた再評価実施要領を参考とするものとする。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。